

## 別記第1号様式（第3条関係）

(第1面)

## 太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画				備 考	
情報 太陽光発電事業実施予定者 (認定太陽光発電事業実施者)	氏名又は名称		株式会社トランスオーシャンプランニング		
	代表者	役職	代表取締役		
		氏名	大河内 祥行		
	役員	役職	なし		
		氏名	なし		
		役職			
		氏名			
		役職			
		氏名			
	住所		(〒657-0852) 兵庫県神戸市灘区大石南町1丁目4番24号		
法定代表人 氏名					
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の有無(太陽光発電事業実施予定者(認定太陽光発電事業実施者)が法人である場合に記載すること。)		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="checkbox"/> 別紙あり	
実施時期 太陽光発電事業の内容及び	太陽光発電事業の名称		TOP729		
	太陽光発電事業の内容		太陽光発電設備の設置・事業の運営・維持管理・事業の廃止(設備撤去)。		
	太陽光発電設備の合計出力		150.0 kW		
	実施時期	造成工事			
		設置工事	2024年 6月 1日から 2024年 7月 15日まで		
		発電期間	2024年 8月 1日から 2044年 7月 31日まで		
事業廃止		2044年 8月 31日			
事業区域	所在地	伊都郡かつらぎ町大字窪字山田173			
	面積	事業区域 1,279m <sup>2</sup> うち森林(工事前 0 m <sup>2</sup> 工事後 0 m <sup>2</sup> )			
太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項				第2面のとおり	
太陽光発電の設置の方法に関する事項				第3面のとおり	
太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項				第4面のとおり	
太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項				第5面のとおり	
太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項				第6面のとおり	

(第2面)

太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項

造成する土地の位置	造成なし		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	造成なし		<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の内容	切土又は盛土をする土地の面積	0m <sup>2</sup>	
	切土の土量	0m <sup>3</sup>	
	盛土の土量	0m <sup>3</sup>	
造成工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の工程	造成なし		<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更の状況	造成なし		<input type="checkbox"/> 別紙あり
工事 施工者	住所	—	
	氏名等	—	
	電話番号	—	

## 太陽光発電設備の設置の方法に関する事項

太陽光発電設備の構造	基礎：スクリュー杭、架台：アルミ架台		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の合計出力	100.0 kW		
太陽光発電設備の事業区域内の位置	土地利用計画図の通り		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽電池に係る事項	製造事業者名	ネクストエナジーアンドリソース	
	型式番号	NER144M450C-MB	
	設置枚数	340枚	
	太陽電池の合計出力	153.0 kW	
	設置面積	739.01448m <sup>2</sup>	
	角度	5度	
パワーコンディショナーに係る事項	製造事業者名	Huawei	
	型式番号	SUN2000-50KTL-JPM0	
	設置箇所数	2箇所	
	出力	100 kW	
太陽光発電設備の設置工事の内容	スクリュー杭打設、架台組立、パネル敷設、配線等電気工事		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の設置工事の期間	2024年 6月 1日から 2024年 7月 15日まで		
太陽光発電設備の設置工事の工程	工程表による		<input type="checkbox"/> 別紙あり
工事施工者	住所	兵庫県神戸市灘区大石南町1丁目4番24号	
	氏名等	株式会社トランスオーシャンプランニング	
	電話番号	078-806-5660	

## 太陽光発電事業の維持管理に関する事項

発電期間		2024年 8月 1日から 2044年 7月 31日まで	
周辺環境の保全のため達成することとした環境の構成要素に係る項目、数値及び測定頻度		環境影響調査報告書の通り	
備事業区域及び太陽光発電設	点検の項目	設備内目視・巡回、パネル、PCS・接続箱、付属機器等	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	点検の頻度	月次点検については別表「点検及び試験の基準」の通り、年次点検については1年に1回	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	点検予定業者等	住所 兵庫県神戸市灘区大石南町1丁目4番24号 氏名等 株式会社トランスオーシャンプランニング 電話番号 078-806-5660	
	事業区域の管理者	住所 兵庫県神戸市灘区大石南町1丁目4番24号 氏名等 株式会社トランスオーシャンプランニング 電話番号 078-806-5660 管理内容	
緊急時の連絡先		住所 兵庫県神戸市灘区大石南町1丁目4番24号 氏名等 株式会社トランスオーシャンプランニング 電話番号 078-806-5660	
その他の連絡先		住所 氏名等 電話番号	

## 太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項

廃止予定年月日	2044年 8月 31日	
太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	基本的には太陽光発電設備設置工事の逆工程となります。	
廃棄物の処理方法	リサイクル可能なものについては可能な限り再利用化し、リサイクル困難なものについては適切に処分する。産業廃棄物管理票（マニフェスト）による適正管理を徹底する。	<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針	設備撤去後の敷地は周辺の景観を乱さないように重機を使用し整地を行い、太陽光発電設備を設置する前の状態に復旧を行う。	<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の見積り	処分費は一般的な相場を参考に20,000円/kwとしております。 また将来的に関係法令の改正や技術確認によって太陽光発電設備のリサイクル等をとりまく状況が変化した場合、金額も適切に対応していきます。	<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	FIT終了前10年から積立開始し、売電金額から積立金を電力広域的運営推進期間に積み立てます	<input type="checkbox"/> 別紙あり

## 太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容（事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。）	排水計画図に則り、地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの・地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為、地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為をせず、適切な排水をおこなうとともに、提出している造成計画の通り、最低限の造成にとどめることにより、災害を防止します。
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	電気事業法の技術基準に基づき、メンテナンス励行し、良好な状態で使用し、構造強度を保持します。
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置の内容	騒音・振動については、・低騒音型の建設機械の使用とメンテナンス励行を心掛け、建設機械の長時間稼働を避けるようにするとともに、廃棄物については、廃棄物処理法令に則り、リサイクルの推進、マニフェストによる適正管理の徹底等を励行してまいります。
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	景観法・和歌山県景観ガイドラインを遵守した計画を遵守します。
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	太陽光発電事業の実施に伴い、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例、伊都消防組合火災予防条例を遵守するとともに、設置工事前に伊都消防組合の指導をも受け、「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン」を遵守し、適切な設置と運営を行います。
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に関する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に関する計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	第5次和歌山県環境基本計画等を遵守し、環境影響評価報告書第6章の「環境保全のための措置」を遵守するのみならず、社会情勢に応じ、実施内容の確認・見直しを行う等、適切な運用に努めます。
⑦反射光による周辺の生活環境への影響に係る説明	人家及び周辺住居への反射光の影響はないものと考えられますが、万が一反射光が周辺住民に影響を与える場合は、周辺住民の意見を十分聞き、植樹や塀の設置等、必要な措置を検討します。